

施設内で禁止又は制限される行為

(禁止行為)

入居者は、施設の利用にあたり、施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできない。

- ①. 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。
- ②. 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入、又は備え付けること。
- ③. 排水管その他を腐食させる恐れのある液体等を流すこと。
- ④. テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑をあたえること。
- ⑤. 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。
- ⑥. 目的施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ⑦. 目的施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えること。
- ⑧. 目的施設に反社会的勢力を入居させ、又は反復継続して反社会的勢力を入居させること。

(制限行為)

入居者は、施設の利用にあたり、施設の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできない。また、施設は、他の入居者から苦情が寄せられる行為を継続することが不相当と認めるに至った場合には、その承諾を取り消すことがある。

- ①. 観賞用の小鳥、魚等、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物以外の犬、猫等の動物(身体障害者補助犬は除く)を目的施設又はその敷地内で飼育すること。
- ②. 居室及びあらかじめ施設管理規程に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置くこと。
- ③. 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。
- ④. 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置すること。
- ⑤. 管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと。